

東近江市自転車駐車場指定管理者募集要項

東近江市八日市駅自転車駐車場及び東近江市能登川駅西自転車駐車場の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び東近江市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年東近江市条例第258号）に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集する。

1 指定管理者を指定しようとする公の施設の概要

(1) 名称

- ア 東近江市八日市駅自転車駐車場
- イ 東近江市能登川駅西自転車駐車場

(2) 所在地

- ア 東近江市八日市浜野町1番1号
- イ 東近江市林町20番地

(3) 施設概要等

ア 東近江市八日市駅自転車駐車場

- (ア) 構造 鉄骨造2階建 2階部のみ
- (イ) 延床面積 833.78平方メートル
- (ウ) 収容台数 自転車216台
- (エ) 設備 自転車駐車区画、管理室（空調設備有）及び2階トイレ

イ 東近江市能登川駅西自転車駐車場

- (ア) 構造 鉄骨造平屋建
- (イ) 延床面積 588.39平方メートル
- (ウ) 収容台数 自転車263台
- (エ) 設備 自転車駐車区画、管理室（空調設備有）及びトイレ

2 指定管理者が行う業務の範囲

東近江市自転車駐車場条例（平成17年東近江市条例第28号）及び東近江市自転車駐車場条例施行規則（平成17年東近江市規則第27号）に基づく施設の運営及び維持管理に係る業務
詳細は、別紙「東近江市自転車駐車場指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

3 指定管理者が行う管理の基準

(1) 供用時間

ア 東近江市八日市駅自転車駐車場

- (ア) 供用時間 八日市駅における電車運転開始時刻の10分前から電車運転終了時刻の10分後まで
- (イ) 管理体制 午前7時から午後7時までは管理人による管理

イ 東近江市能登川駅西自転車駐車場

- (ア) 供用時間 午前6時から午後11時まで
- (イ) 管理体制 午前6時から午後11時までは管理人による管理

(2) 休場日 1月1日から同月3日まで

(3) 使用料

ア 東近江市八日市駅自転車駐車場

区 分		金 額	
		学生、生徒等	一般
定 期 利 用	1月	2,200円	2,700円
	3月	6,000円	7,500円
一時利用1日につき（1回ごと）		200円	

イ 東近江市能登川駅西自転車駐車場

区 分	金 額
定期利用（1月）	2,500円
一時利用1日につき（1回ごと）	200円

(4) 個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条の規定により、個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずるとともに、施設の管理に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。管理業務が終了した後も同様とする。

(5) 情報公開

指定管理者は、東近江市情報公開条例（平成17年東近江市条例第10号）第35条第1項の規定により、施設の管理に関する情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努めること。

(6) 関係法令等の遵守

施設の管理運営に当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

ア 地方自治法及び同法施行令（昭和22年政令第16号）

イ 東近江市自転車駐車場条例及び同条例施行規則

ウ 東近江市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同条例施行規則（平成17年東近江市規則第221号）

エ 個人情報の保護に関する法律

オ その他管理運営に適用される法令、協定書、募集要項、仕様書等

（指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。）

4 指定管理者の指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

5 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は、原則として会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに予算の範囲内で支払うものとする。詳細は、指定後に締結する協定書で定める。

指定管理料の算定は提出された収支計算書に基づいて決定するが、指定管理料には人件費、事務費、修繕費（軽微な修繕）、負担金、光熱水費等管理に係る経費全てを含むものとし、事故、自然災害等の特別な場合を除き、原則として増額しないため、収支計算書立案作成に当たっては注意すること。

【参考】

令和元年度から令和5年度までの指定管理料（5年間） 5,612万2,000円（消費税及び地方消費税含む。）

令和2年度実績内訳 (円)

	八日市駅自転車駐車場	能登川駅西自転車駐車場	合計
人件費	4,290,833	6,055,432	10,346,265
事務費	284,933	605,654	890,587
管理費	428,316	175,594	603,910
光熱水費	0	498,659	498,659
合計	5,004,082	7,335,339	12,339,421

なお、各施設の修繕につき、5万円以下の軽微な修繕は、指定管理料の中から負担する。その他の修繕は、市と協議の上、決定する。

6 利用料金に関する事項

この施設は、利用料金制を採用しない。

7 指定管理者となるべき団体の資格等

(1) 応募者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又はグループとし、個人での応募は受け付けない。グループで応募する場合は、グループを代表する法人等を定めること。

(2) 法人等であって、当該法人等又はその代表者若しくは役員等が次の条件を全て満たすものに限る。

ア 行為能力を有すること。

イ 破産者で復権を得ない者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札等(指名競争入札を含む。)の参加を制限されていないこと。

エ 入札参加停止及び指名停止措置を受けていないこと。

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を行っていないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと。

ク 国税、県税、市税等を滞納していないこと。

ケ 本市における指定管理者の指定において、その公正な手続を妨げる者でないこと又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合する者でないこと。

(3) 複数応募の禁止

単独で応募した法人等は、当該施設においてグループ応募の構成員となることはでき

ないこととする。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできないこととする。

(4) グループ応募の構成員の変更

グループ応募の場合、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は、原則として認めない。ただし、申請期間中については、グループを構成する法人等に限り、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがある。この場合には、必要に応じ、応募書類の再提出を求める。

(5) 東近江市自転車駐車場の管理運営を行う上で、人的及び物的管理能力がある法人等であること。

(6) 東近江市自転車駐車場の管理運営を行う上で、施策に精通し、理解ある法人等であること。

8 申請の受付期間

令和5年8月7日（月）午前9時から同年9月6日（水）午後5時まで（土、日曜日及び祝日を除く。）に東近江市都市整備部公共交通政策課まで持参すること。

9 提出書類（正本1部、コピー5部）

- (1) 指定管理者申請書（様式1）
- (2) 申請者の概要（様式2）
- (3) 申請資格を有することを証する書類（様式3）
- (4) 事業計画書（様式4の1から4の4）
- (5) 収支計算書（様式5）
- (6) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (7) 国税、県税、市税等を滞納していないことの証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

10 質問書受付

この要項に関する質疑は、次のとおりとする。

(1) 質疑の資格者

本要項中「7 指定管理者となるべき団体の資格等」を満たす者とする。

(2) 質疑の方法

質疑の方法	受付期間及び受付場所等
質疑の要旨を簡単にまとめ、文書又は電子メールで提出すること。	受付期間
	受付場所
	E-mail

11 応募者説明会及び現地説明会

(1) 日時 令和5年8月9日（水） 午前9時から午前11時30分まで

(2) 場所 東近江市八日市駅自転車駐車場
東近江市能登川駅西自転車駐車場

(3) 内容 募集要項の説明、施設見学、概要説明及び前記質問書の回答、各種条件の細

部や必要書類など応募に係る詳しい説明を行うので、参加する場合は、令和5年8月3日（木）までに東近江市都市整備部公共交通政策課へ連絡すること。

12 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

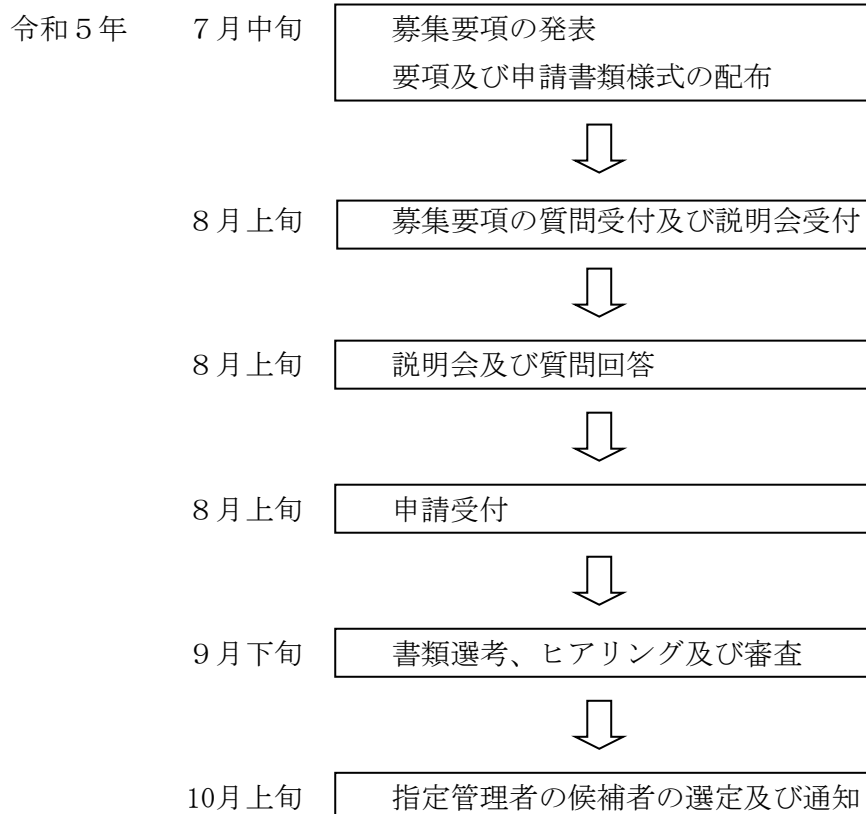
- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- (4) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (5) その他審査を行うに当たって不相当と認められるとき。

13 選定方法

評価基準を設定し、選定委員会における書類審査及びヒアリングを実施し、指定管理者候補者として選定し、令和5年12月に開会予定の東近江市議会の議決をもって決定する。議決後、市長と指定管理者との間で協定を締結する。また、正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者候補者に事故ある場合等は、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理者候補者を選定するときがある。

なお、審査の段階で適当と認められる団体がない場合は、該当なしとするときがある。また、選定委員会の委員の中に申請しようとする法人等の役員等がいる場合は、公平を期すため、当該法人等は、指定管理者候補者の申請をすることができない。

14 選定スケジュール（予定）



15 選定結果の通知

後日、申請者全員に文書で通知する。

16 その他

- (1) 提出書類は、返却しない。
- (2) 選定委員会の選定結果について異議の申立ては、受け付けない。
- (3) 申請に係る費用は、申請者の負担とする。

17 問合せ先

〒527-8527

東近江市八日市緑町10番5号

東近江市都市整備部公共交通政策課 担当 須田

I P 050-5801-5658

電話 0748-24-5658 FAX 0748-24-1249

E-mail kotsu@city.higashiomi.lg.jp

様式1

指定管理者指定申請書

年 月 日

東近江市長 様

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

印

電話番号

担当者名

指定管理者の指定を受けたいので、東近江市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 指定管理者として管理することを希望する公の施設名

2 添付書類

- (1) 申請者の概要
- (2) 申請資格を有することを証する書類
- (3) 管理及び運営に係る事業計画書
- (4) 管理及び運営に係る収支計算書
- (5) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (6) 国税、県税、市税等を滞納していないことの証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式2

申請者の概要

(年 月現在)

団 体 名				
所 在 地	〒	TEL		
代 表 者		FAX		
設 立 年 月 日	年 月 日			
沿 革				
業 務 内 容				
主 な 実 績				
財 政 状 況 (過去3年間 について記入)	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	総 収 入			
	総 支 出			
	当 期 損 益			
	累 積 損 益			

様式3

申 立 書

年 月 日

東近江市長 様

所在地
(申請者) 団体名
代表者氏名 印
電話番号

東近江市自転車駐車場の指定管理者の募集に係る申込み資格について、東近江市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第4条第2号により、下記のとおり申し立てます。

法人その他の団体又はその代表者及び役員等が、以下の事項に全て該当しない。

- 1 行為能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札等(指名競争入札は、準用規定により当然含まれる。)の参加を制限されている団体
- 4 本市から指名停止措置を受けている団体
- 5 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過していない団体
- 6 会社更生法、民事再生法等に基づく手續を行っている団体
- 7 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っている者

国税・消費税の納税義務がない。

(理由)

東近江市税の納税義務がない。

(理由)

事業計画書

運営方針	
団体名	

注) 施設運営のための基本的な考え方及び具体的な取組方針を記載すること。
利用者へのサービスの向上、利用者の意見等を運営に反映させる方策等について、具体的に記載すること。

様式4の2

運 営 体 制	
団 体 名	

注) 施設の運営体制の基本的な考え方並びに施設ごと、業務ごとの人員配置計画及び勤務体制、職員の研修や指導監督等について記載すること。

人員については、正規、派遣、パート、アルバイト等の区別を記載すること。

様式4の3

事業計画（維持管理業務）	
団 体 名	

注) 自主事業に対する基本的な考え方並びに具体的な自主事業の企画提案及び取組方法並びに貴団体の業務実績及びセールスポイントを記載すること。

様式4の4

事業計画（その他）	
【個人情報保護、守秘義務】	
【情報公開、文書管理】	
【防犯・防災関係】	
【安全（事故防止）対策】	

【環境への配慮】

【社会的弱者への配慮】

障害者の雇用の有無（○人雇用、雇用していない）等を具体的に記載すること。

【地域への貢献】

団 体 名

施設名	
-----	--

収支計算書(指定管理料見積書)

(単位:円)

【収入】 科目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
市指定管理料						
指定事業収入						
自主事業収入						
その他収入						
合計						

【支出】 科目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
人件費	正社(職)員					
	臨時社(職)員・パート					
	その他					
	小計					
事務・管理費	旅費					
	消耗品費					
	印刷製本費					
	光熱水費					
	燃料費					
	通信運搬費					
	賃借料					
	保険料					
	役務費(検査料・手数料)					
	委託料					
	備品購入費					
	修繕料					
	租税公課					
	その他					
小計						
事業費	報償費					
	消耗品費					
	印刷製本費					
	通信運搬費					
	賃借料					
	委託料					
	その他					
	小計					
合計						

- 1 消費税及び地方消費税を含まない金額を区分ごとに記入してください。
- 2 指定事業収入とは、指定管理料に含まれる市の指定した事業において、参加者から得た負担金・受講料等の収入をいう。
- 3 自主事業収入とは、指定管理者が独自に行なう事業において得た収入をいう。
- 4 積算根拠となる資料(税抜金額と消費税が区別できること。様式自由。A4縦、横書き)を提出してください。